

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

住宅用火災警報器設置促進事業実施要綱

1. 目的

地域における見守りネットワークの充実と要支援者の安心安全の確保を目的に、自治会関係者による訪問・設置活動を通じて災害時避難行動要支援者宅への住宅用火災警報器の設置を促進する。

2. 事業実施期間

令和8年9月1日～令和11年3月31日（令和8年度・令和9年度・令和10年度）

3. 財源

この事業は、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を財源として実施する。

4. 配布する火災警報器

煙式住宅用火災警報器

5. 配布対象

米原市避難行動要支援者名簿（同意者）に登録される者に対し、火災警報器を設置しようとする自治会

6. 配布数

事業実施期間を通して、米原市避難行動要支援者名簿（同意者）に登録された者の内、設置を希望する者（以下、「設置対象者」という。）1人につき1個

7. 配布申請

火災警報器の配布を受けようとする自治会は設置対象者をとりまとめ、住宅用火災警報器配布申請書（様式第1号）を各年度の1月末日までに、本会あて提出するものとする。

8. 配布決定と配布

本会は、提出された申請書の内容確認を行い、適当と認めたときは住宅用火災警報器配布決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、火災警報器を自治会へ配布するものとする。

なお、配布の決定は各年度の予算の範囲内で先着順に行うものとし、令和8年度及び令和9年度の申請において予算を超過した場合は、翌年度（予算）において決定し配布するものとする。

9. 対象世帯への火災警報器の設置

火災警報器は、原則、自治会において設置対象者の居住する家屋に取り付けるものとする。

なお、設置場所は次の点を考慮して設置対象者と相談のうえ、決定するものとする。

- ・火災警報器の取り付けが義務付けられている寝室または1階以外に寝室がある場合の階段を優先する。
- ・既に火災警報器が設置されている場合は、取替推奨期間（10年）を確認し超過している場合は取替を勧める。

10. 設置報告

配布を受けた自治会は、各設置対象者宅へ火災警報器を設置した後、当該年度の3月31日までに住宅用火災警報器設置報告書（様式第3号）を、本会に提出するものとする。

11. 個人情報の取り扱い

本事業の実施にあたり取得した個人情報の利用にあたっては、本事業の目的を達成するために必要な範囲内において、できる限り特定して利用するものとする。

12. その他

本事業の結果は個人が特定できない範囲内で公表する場合がある。

この要綱に定めるもののほか、本事業において必要な事項については会長が別に定める。